

新京都府人権教育・啓発推進計画

平成18年度実施方針

(案)

新京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

第1 策定の趣旨

京都府では、平成17年1月に、「新京都府総合計画」に掲げた「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現」へ向けて、あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を京都府において構築することを目標とする「新京都府人権教育・啓発推進計画」(以下「推進計画」という。)を施行した。

推進計画は、京都府が今後実施する人権教育・啓発に関する基本方針を明らかにし、「あらゆる場を通じた人権教育・啓発」及び「人権に特に関係する職業従事者に対する研修等」を中心として、施策の方向性を示したところである。

「平成18年度実施方針」は、推進計画で示した方向性を踏まえ、今年度の取組を推進する上で重点となるポイントを明らかにするために策定するものである。

第2 平成17年度における人権をめぐる状況

国際連合(以下「国連」という。)は、平成17年7月に「人権教育のための世界計画」第1フェーズ¹(2005-2007年)行動計画を採択し、初等中等教育に焦点を当てた取組を推進していくこととされた。

国内では、犯罪被害者等基本法や発達障害者支援法、個人情報保護に関する法律(個人情報取扱事業者の義務に関する規定)の施行、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、障害者自立支援法の成立などによって、人権を擁護するための制度的枠組みが進んだ分野がある。

また、平成17年度においては、幼い子ども達が犠牲になる大変痛ましい事件やアスペクト被害など、日々の暮らしを脅かす事件が続発する中で、人の命の尊さや、自分と同じように他人も尊重することの大切さを、今一度社会全体で見つめ直すことが厳しく求められている。

京都府内で生じた結婚差別の問題については、戸籍法、司法書士法及び京都府個人情報保護条例に基づく対応が進められているが、他府県においても同種の事例が広範に行われていたことが明らかになるなど、統一請求用紙を用いた職務上請求に対する信頼が大きく損なわれ、戸籍等の公開の在り方が見直されることとなった。

さらに、今日の情報社会を支えるインターネットをめぐっては、犯罪や自殺などを誘発する場となったり、他人を誹謗中傷する表現や様々な有害情報が蔓延したりする状況が見られる中で、情報発信におけるモラルが大きな問題となり、利用者のメディアリテラシー²の向上などの課題が指摘されている。

一方で、すべての人々にとって暮らしやすい社会を目指して、様々な分野でユニバーサルデザインの考え方を導入することが着実に進んできており、国土交通省が「ユニバーサルデザイン政策大綱」を策定するとともに、京都市の「みやこユニバーサルデザイン推進条例」など多くの自治体でユニバーサルデザインに関する指針等の策定が広がっていることも、十分認識する必要がある。

こうした状況を踏まえると、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会」を実現するためには、人権尊重の意識を社会全体及び日常生活の中にしっかりと根付かせることが重要であり、新たな課題に柔軟かつ迅速に対応するとともに、「人権教育のための世界計画」に関する国内外の取組とも連携・協力して、引き続き積極的に人権教育・啓発の取組を進めることが必要となっている。

1 フェーズ=段階

2 メディアリテラシー=さまざまなメディアが伝える内容をうのみにせず、主体的に解説・理解する力をつけること。

第3 平成18年度実施方針

人権が尊重される社会とは、自分の人権と同様に他人の人権も尊重される社会である。このような社会を実現するためには、生命の尊さ・大切さや、自分も他人もかけがえのない存在であることなどを、自分自身で実感できるような人権教育・啓発を推進することが必要である。

そのため、職員一人ひとりが「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現」という府政の目標をしっかりと認識し、人権教育・啓発事業の企画・立案・実施等を通じて、人権をめぐる諸情勢について一層認識を深めるとともに、府民が人権や人権問題を自らにかかわりのある事柄として捉え、人権の尊重や人権問題の解決へ向けて主体的に行動しようという意識を培うことができるよう、次のような観点で取組を推進する。

また、同時に府職員や教職員、消防職員、警察職員等に対して行う人権研修について、研修効果を検証し、あらゆる場や機会に人権教育・啓発を推進できる指導者の養成・資質の向上に努め、府民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供等を行い、その活動を支援する。

1 身近な問題から人権について考えるために

人権の意義や重要性及び人権問題の現状等について、単に知識としての習得にとどまらず、自らにかかわる事柄としての認識を深め、人権尊重に関する理念が日常生活の態度や言動に自然に表れるような人権感覚をしっかりと身に付けていくことが重要である。

そのため、基本的人権尊重の理念が日々の生活の中でどのように活かされているか、様々な人権問題が具体的にどのような形で表れているか、などについて理解を深めることに重点を置いて、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた効果的な学習教材や啓発資料等の開発に努めるとともに、人権相談事例等を通して明らかになった具体的な人権の現状や課題の背景・要因等を分析・整理し、様々な情報の発信や人権問題に関する研修等に積極的に取り組む。

2 地域の問題として考えるために

府民が生活している地域社会において、どのような問題が現れているのか、その背景は何であるのか、などについて考えていくことが、人権についての具体的な理解を深めるための手がかりとして有効である。

そのためには、府民に最も身近な市町村が、きめ細かい人権教育・啓発活動を展開することが重要であるため、市町村との連携を図り、地域事情に応じて工夫を凝らした取組の推進を促すとともに、各種補助制度等の活用のほか創意ある取組に対して積極的に支援する。

また、啓発イベント等の人権教育・啓発活動についても、その内容に応じて市町村との連携を強化し、地域性が高く、親しみやすいものとなるよう努める。

3 自分自身にできることを考えるために

人権についての理解を深め、さらに人権問題の解決へ向けて主体的に取り組もうとする意識の形成につなぐためには、社会奉仕体験活動をはじめとする多様な体験活動などを人権尊重の心を培うための学習機会として提供することが大切である。

また、行政だけではなくNPO法人や企業などの民間団体が、多様な観点で自らの特性を活かし、人権尊重理念の普及や人権問題の解決を目指す取組を展開していることを広く周知することも重要である。

そのため、こうした活動が行われていることを府民向けの情報発信の中で積極的に取り上げるとともに、啓発イベントなどにNPO法人等が参加できる機会を設け、連携した取組の推進に努める。

第4 推進体制

1 新京都府人権教育・啓発推進計画推進本部による企画、調整等

推進計画の円滑かつ効果的な推進を図るため、知事を本部長とする「新京都府人権教育・啓発推進計画推進本部」(以下「推進本部」という。)により、人権にかかわる様々な情勢等に関する認識の共通化を図り、人権教育・啓発の各部局にわたる施策の企画、調整等を行う。

2 各部局における施策の推進

各部局はそれぞれ所管する行政分野において、人権問題に対する取組やあらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進、人権に特に関係する職業従事者に対する研修、人権教育・啓発の条件整備等を積極的に推進する。

また、様々な人権問題が複合して発生することにより重複化・複雑化している可能性があることを踏まえ、所管する人権問題の状況等に関する情報を推進本部において共有し、関係部局と連携して効果的に取り組むことができるように努める。

なお、施策の実施に当たっては、施策の目的、府民のニーズ、費用対効果等の観点からその内容、手法等を十分検討して取り組むとともに、実施後は同様の観点から成果や課題を検証し見直しを行う。

3 第三者評価の実施

人権教育・啓発に係る施策を効果的に推進するため、人権や法律の専門家等外部の有識者により設置した京都府人権教育・啓発施策推進懇話会(以下、「懇話会」という。)により、施策の実施状況や成果、課題等について府民の目線に立った客観的な点検・評価を行う。

懇話会で得た意見等については、実現の可能性や実施の緊急性等を関係部局で検討・吟味し、可能な限り施策の見直しに反映できるよう努める。